

受付印	平成 年 月 日 鳥 取 県 知 事 様	※処理事項	発行年月日	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分	
			通信日付印	確認印					
解散法人の所在地 （本県が支店等の場合には本店所在地と併記）	(電話)		従前の事業種目						
資本金の額 又は出資金の額			兆	十億	百万	千	円		
資本金等の額									
清算人自署押印		経理責任者自署押印							

平成 年 月 日解散の 道 府 県 民 税 の 事 業 税 の 申 告 書 ※

事業税										道府県民税																				
清算所得金額の総額										29	兆	十億	百万	千	円	法人税法の規定によって計算した法人税額					1	兆	十億	百万	千	円				
課税標準となる清算所得金額										30					000	法人税法第100条の規定による所得税額の控除額					2									
事業税額 (30 × $\frac{\quad}{100}$)										31					00	課税標準となる法人税額 (1 + 2)					3					000				
既に納付の確定した所得割額	清算中の各年度分	事業年度分	平成	成	成	成	成	成	成						00	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	4						000							
		事業年度分	平成	成	成	成	成	成	成					00								000								
		事業年度分	平成	成	成	成	成	成	成					00																
		事業年度分	平成	成	成	成	成	成	成					00																
		事業年度分	平成	成	成	成	成	成	成					00																
	又は引渡し分	一部	平成	成	成	成	成	成					00	法人税割額 (3)又は(4) × $\frac{\quad}{100}$	5															
		一部	平成	成	成	成	成	成					00		利子割額の控除額 (控除した金額(2))	6														
		一部	平成	成	成	成	成	成					00			7														
	計										32					00	差引法人税割額 (5) - (6)					7					00			
	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した事業税額										33					00	既に納付の確定した法人税割額					8					00			
この申告により納付すべき事業税額 (31) - (32) - (33)										34					00	既に納付の確定した法人税割額					9					00				
地方法人特別税										既に納付の確定した法人税割額										10					00					
課税標準となる事業税額										35	兆	十億	百万	千	円	00	既に納付の確定した法人税割額					11					00			
地方法人特別税額 (35 × $\frac{\quad}{100}$)										36					00	既に納付の確定した法人税割額					12					00				
既に納付の確定した地方法人特別税額	清算中の各年度分	事業年度分	平成	成	成	成	成	成	成					00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した法人税割額	13						00								
		事業年度分	平成	成	成	成	成	成	成				00	既に還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (25)		14						00								
		事業年度分	平成	成	成	成	成	成	成				00																	
		事業年度分	平成	成	成	成	成	成	成				00			この申告により納付すべき法人税割額 (7) - (8) - (9) + (10)	15						00							
		事業年度分	平成	成	成	成	成	成	成				00				16													
	又は引渡し分	一部	平成	成	成	成	成	成					00		均等割額	17														
		一部	平成	成	成	成	成	成				00	既に納付の確定した当期分の均等割額	18																
		一部	平成	成	成	成	成	成				00		19																
	計										37					00	この申告により納付すべき均等割額 (13) - (14)					20					00			
	この申告書が修正申告である場合は既に納付の確定した地方法人特別税額										38					00	この申告により納付すべき道府県民税額 (11) + (15)					21					00			
この申告により納付すべき地方法人特別税額 (36) - (37) - (38)										39					00	東京都区部の市町村の課税標準額					22					000				
解散登記の日										平成 年 月 日										市町村の課税標準額					23					000
残余財産確定の日										平成 年 月 日										同に対する税額 (17) × $\frac{\quad}{100}$					24					
この申告に係る残余財産分配又は引渡しの予定日										平成 年 月 日										同に対する税額 (19) × $\frac{\quad}{10$										